**高浜町では、子どもの教育に係る経済的負担を軽減するため、高校生の通学費の一部を助成しています。**

|  |  |
| --- | --- |
| 対象となる方 | ・高浜町在住の高等学校等に通う生徒(※１)の保護者 |
| 申請方法 | 申請書に必要書類を添付し、高浜町役場２階教育委員会事務局へ提出してください。※申請書は、町内各駅および高浜町役場２階高浜町教育委員会事務局にあります。　高浜町のホームページからもダウンロードできます。 |
| 通学方法(※２) | **公共交通機関** | **スクールバス** | **バイク** |
| **注意事項** | ・定期乗車券の**有効期間****満了日までに**申請のこと・ＪＲ定期券は、**町内の駅で購入**のこと | ・**年度終了までに**申請のこと | ・１回の助成額は、最大６箇月まで・**年度終了までに**申請のこと |
| 補助額(※３) | 定期購入額の８/１０（月額上限１万５千円） | 利用負担金の８/１０（月額上限１万５千円） | 月額３，０００円 |
| 添付書類(※４) | ①当該年度の在学証明書(年度初回申請時のみ)②定期券の写し③金融機関の通帳の写し（見開きのページ） | ①当該年度の在学証明書(年度初回申請時のみ)②利用負担金の領収書③金融機関の通帳の写し（見開きのページ） | ①当該年度の在学証明書(年度初回申請時のみ)②バイク通学許可証明書③金融機関の通帳の写し（見開きのページ） |

※１　高等学校等に通う生徒とは、高等学校・高等専門学校・特別支援学校高等部・専修学校高等課程に通う生徒のことです。ただし、高等専門学校及び全日制高等学校については、１学年～３学年までが対象です。

※２　通学に公共交通機関とバイクまたはスクールバスとバイクを併用している場合は、それぞれ公共交通機関とスクール

バスを助成対象とします。

※３　助成額は、１００円未満切捨てです。

※４　２回目の申請からは、前回と違う口座を希望される方のみ、通帳の写しを添付してください。

注意事項

◆定期券を紛失し再購入した場合、すでに助成した定期券の期限については助成対象になりません。

◆ＪＲ定期券の助成申請については、必ず定期券の有効期限内に申請してください。

　（期限を過ぎると助成対象外となります）

◆ひとり親家庭等（高浜町母子家庭等医療費受給世帯、児童扶養手当受給世帯 及び 住民税非課税世帯）につきましては「ひとり親家庭等高等学校等通学費助成制度」がありますので、ご相談ください。

　（助成の内容：公共交通機関の定期乗車券購入費の全額）

問合せ先：高浜町教育委員会

　℡：７２－７７２４